

建築トラブルの早期解決に向けて 「弁護士と建築士による建築相談会」

2026年2月28日(土) 13:00~16:00
(相談時間:45分／相談料無料)

会場 弁護士会館 10階1003会議室
場所 東京都千代田区霞が関1-1-3



主催 第二東京弁護士会 消費者問題対策委員会 住宅部会
協力 99建築問題研究会の一級建築士

最近の建築トラブルは、技術的なトラブルにとどまらず、契約内容や追加変更工事、工事費の高騰、工事の遅延などと関係し、とても複雑化しています。

このような状況の中、問題をかかえている方が弁護士と建築士に相談できる建築相談会を開催いたします。

【申込方法】

申込みフォームから申込み(先着順12組)

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScCHzdDNFX3n1a8KTAXKrA_eJqWPofqB2KL3XZL0QoO9zHmGw/viewform?usp=dialog



【申込期限】 2026年2月20日(金)18時

※注意点

裁判中の案件や代理人選任済みの案件に関する相談はお受けできません。

【問い合わせ先】
第二東京弁護士会人権課
TEL 03-3581-2257

